

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う保育所の対応について

1 背景

平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法等関係法令が施行されることにより、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度のもとに、子どものための教育・保育給付が提供されることとなります。

新制度においては、保育施設等の認可定員とは別に利用定員のほか、保護者から支払いを受ける利用者負担に関する事項を定める必要があることから、新制度の施行に向けて津市保育所の設置及び管理に関する条例の見直しによる所要の対応を行うものです。

2 対応内容

(1) 認可定員等

保育ニーズの増大に対して保育所においては、やむを得ず定員を上回る子どもの入所に応えることで対応してきたところですが、新制度においては、これまでの認可定員の範囲内において保育認定区分ごとの利用定員を定めることとなるため、入所児童が定員を超過している保育所について入所の実態に即した認可定員に見直すものとします。

なお、当該保育認定区分ごとの利用定員については私立保育所との調整とともに、現在算定作業を行っています。

名称	位置	認可定員
津市栗真保育園	津市栗真小川町274番地	90人
津市立誠保育園	津市島崎町137番地130	90人
津市観音寺保育園	津市観音寺町604番地74	(60) 85人
津市高洲保育園	津市高洲町12番31号	45人
津市相愛保育園	津市相生町77番地	45人
津市中央保育園	津市中央8番8号	150人
津市新町保育園	津市桜田町7番1号	90人
津市乙部保育園	津市寿町12番5号	(45) 50人
津市橋南保育園	津市船頭町津興1691番地	90人
津市高茶屋保育園	津市高茶屋三丁目25番1号	180人

津市雲出保育園	津市雲出伊倉津町 1 4 7 3 番地 3	90 人
津市ひとみね保育園	津市久居一色町 9 3 4 番地	130 人
津市北部保育園	津市久居北口町 8 5 9 番地 3	(60) 70 人
津市北口保育園	津市久居北口町 5 5 4 番地	(120) 150 人
津市野村保育園	津市久居野村町 5 6 8 番地 4	120 人
津市こべき保育園	津市久居元町 2 3 1 4 番地 1 7	(120) 135 人
津市千里ヶ丘保育園	津市河芸町千里ヶ丘 1 5 番地 1	(60) 80 人
津市上野保育園	津市河芸町上野 3 1 3 0 番地	(60) 65 人
津市芸濃保育園	津市芸濃町棕本 5 1 3 2 番地	(90) 130 人
津市安濃保育園	津市安濃町曾根 7 1 0 番地 2	(150) 170 人
津市香良洲保育園	津市香良洲町 5 7 2 2 番地	(80) 95 人
津市高野保育園	津市一志町高野 1 4 5 1 番地	(100) 140 人
津市川合保育園	津市一志町八太 1 0 1 7 番地 1	(120) 150 人
津市波瀬保育園	津市一志町波瀬 2 2 6 2 番地 1	休園中 45 人
津市白山保育園	津市白山町南出 4 9 3 番地	170 人
津市八知保育園	津市美杉町八知 5 5 1 6 番地 1	45 人
津市太郎生保育園	津市美杉町太郎生 2 1 0 8 番地 1	休園中 45 人

※ () は現行定員

合計（休園中の保育所は除く）：現行 2,400 人、見直し後 2,655 人

(2) 保護者の利用者負担

保育の実施に伴う保護者の利用者負担については、新たな教育・保育給付制度のもと、子ども・子育て支援法の規定に基づき、政令で定める額を限度として市長が定める額とします。

なお、利用者負担額の算定基準は所得税から変更して市民税の階層に応じた金額とし、今後、国の示す基準額が確定され次第、保護者の負担に与える影響を考慮した額を速やかに規則において定めるものとします。

3 今後の対応について

これらの対応を行うため、その他条文の整理と合わせて津市保育所の設置及び管理に関する条例の全部の改正についての議案を平成 26 年第 4 回津市議会定例会に提出する予定です。

なお、利用者負担額については、国の示す基準額が確定され次第、改めて協議をお願いする予定です。

○津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
(抜粋)

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 略

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 略

（施設型給付費の支給）

第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給す

る。

2 略

3 施設型給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

- (1) 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- (2) 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4～8 略

（特例施設型給付費の支給）

第28条

1 略

2 特例施設型給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定教育・保育 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
- (2) 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- (3) 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯

の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額
(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

3～5 略

(地域型保育給付費の支給)

第29条 市町村は、支給認定子ども（第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 略

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

(1) 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

(2) 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(特例地域型保育給付費の支給)

第30条

1 略

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。
以下この号において同じ。） 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める
基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した
費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）か
ら政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の
状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額
が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
- (2) 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案
して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当
該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利
用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支
給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が
定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- (3) 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案
して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当
該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利
用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支
給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が
定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- (4) 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定
める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費
用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で
定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その
他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下
回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

3～5 略

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・
保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2
条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）を除
き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育
施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用
定員を定めて、市町村長が行う。

- (1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

附則

(保育所に係る委託費の支払等)

第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。）以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、一月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。

2～3 略

4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5～8 略